

資料編

1 | 温室効果ガス排出量等の推計方法

温室効果ガス排出量等の推計方法を表1～表4に示します。なお、使用したデータのうち、統計資料等のデータが部分的にない（または秘匿の）場合は、存在するデータの値を用いて補完しました。

表1(1) 二酸化炭素排出量の推計方法

部門	区分	推計方法・計算式	使用データ
産業部門	製造業	全国の製造業業種別炭素排出量÷ 全国の業種別製造品出荷額等× 由布市の業種別製造品出荷額等× 44/12	<ul style="list-style-type: none"> ・総合エネルギー統計（資源エネルギー庁） ・工業統計（経済産業省） ・経済センサス活動調査、経済構造実態調査（総務省統計局）
	建設業 ・ 鉱業	大分県の建設業・鉱業炭素排出量÷ 大分県の従業者数× 由布市の従業者数×44/12	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁） ・経済センサス基礎調査、経済センサス活動調査（総務省統計局）
	農林水産業	大分県の農林水産業炭素排出量÷ 大分県の従業者数× 由布市の従業者数×44/12	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁） ・経済センサス基礎調査、経済センサス活動調査（総務省統計局）
業務 その他 部門	—	大分県の業務その他部門炭素排出量÷ 大分県の従業者数× 由布市の従業者数×44/12	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁） ・経済センサス基礎調査、経済センサス活動調査（総務省統計局）
家庭部門	電気	大分県の家庭部門電気使用量÷ 大分県の世帯数 ×由布市の世帯数×排出係数	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁） ・国勢調査（総務省統計局）
	LP ガス	大分市の非単身世帯あたりのLPガス 購入量×世帯人員補正係数 ×由布市の世帯数×排出係数	<ul style="list-style-type: none"> ・家計調査年報（総務省統計局） ・国勢調査（総務省統計局）
	灯油	大分市の非単身世帯あたりの灯油 購入量×世帯人員補正係数 ×由布市の世帯数×排出係数	<ul style="list-style-type: none"> ・家計調査年報（総務省統計局） ・国勢調査（総務省統計局）

表1(2) 二酸化炭素排出量の推計方法

部門	区分	推計方法・計算式	使用データ
運輸部門	自動車	全国の炭素排出量 ÷ 全国の自動車保有台数 × 由布市の自動車保有台数 × 44/12	<ul style="list-style-type: none"> ・総合エネルギー統計（資源エネルギー庁） ・自動車保有車両数（一般財団法人自動車検査登録情報協会） ・大分県統計年鑑（大分県）
	鉄道	JR九州のエネルギー消費量 × 営業キロ数の市内割合 × 排出係数	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道統計年報（国土交通省）
廃棄物部門	プラスチックごみ	一般廃棄物の焼却量（排出ベース） × 一般廃棄物の焼却量に占めるプラスチックごみの割合（排出ベース） × 一般廃棄物中のプラスチックごみの固形分割合 × 排出係数	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理実態調査結果（環境省） ・日本国温室効果ガスインベントリ報告書（国立環境研究所）
	ペットボトル	一般廃棄物の焼却量（排出ベース） × 一般廃棄物の焼却量に占めるペットボトルの割合（排出ベース） × 一般廃棄物中のペットボトルの固形分割合 × 排出係数	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理実態調査結果（環境省） ・日本国温室効果ガスインベントリ報告書（国立環境研究所）
	合成繊維	一般廃棄物の焼却量（排出ベース） × 一般廃棄物の焼却量に占める繊維くずの割合（排出ベース） × 一般廃棄物中の繊維くずの固形分割合 × 繊維くず中の合成繊維の割合（乾燥ベース） × 排出係数	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理実態調査結果（環境省） ・日本国温室効果ガスインベントリ報告書（国立環境研究所）
	紙くず	一般廃棄物の焼却量（排出ベース） × 一般廃棄物の焼却量に占める紙くずの割合（排出ベース） × 一般廃棄物中の紙くずの固形分割合 × 排出係数	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理実態調査結果（環境省） ・日本国温室効果ガスインベントリ報告書（国立環境研究所）

表2 メタン排出量の推計方法

区分	推計方法・計算式	使用データ
自動車の走行	大分県の車種別走行距離× 由布市の自動車保有台数÷ 大分県の自動車保有台数× 排出係数分類の自動車保有台数÷ 走行キロ分類の自動車保有台数× 排出係数×地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> 自動車燃料消費量統計年報（国土交通省） 大分県統計年鑑（大分県） 日本国温室効果ガスインベントリ報告書（国立環境研究所）
鉄道の走行	鉄道におけるエネルギー消費量× 排出係数×地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量算定時に推計した鉄道のエネルギー消費量 日本国温室効果ガスインベントリ報告書（国立環境研究所）
水田からの排出	水稲の作付面積×水管理割合（間断灌 漑水田・常時湛水田）×水田の種類 ごとの排出係数×地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> 作物統計調査（農林水産省） 日本国温室効果ガスインベントリ報告書（国立環境研究所）
家畜の飼養	家畜種ごとの飼養頭数× 排出係数×地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> 由布市資料
家畜の排泄物の 管理	家畜種ごとの飼養頭羽数×排出係数× 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> 由布市資料
農業廃棄物の焼却	作物種ごとの年間生産量×残さ率× 残さの焼却割合（野焼き率）× 排出係数×地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> 由布市資料
一般廃棄物の焼却	廃棄物焼却量× 排出係数×地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）
生活・商業排水の 処理	<p>【し尿処理施設】 し尿及び浄化槽汚泥の処理量× 排出係数×地球温暖化係数</p> <p>【生活排水処理施設】 施設種（コミュニティ・プラント、 既存単独処理浄化槽、浄化槽（既存単 独処理浄化槽を除く）、くみ取り便槽） ごとの年間処理人口×排出係数× 地球温暖化係数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

表3 一酸化二窒素排出量の推計方法

区分	推計方法・計算式	使用データ
自動車の走行	大分県の車種別走行距離× 由布市の自動車保有台数÷ 大分県の自動車保有台数× 排出係数分類の自動車保有台数÷ 走行キロ分類の自動車保有台数× 排出係数×地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> 自動車燃料消費量統計年報（国土交通省） 大分県統計年鑑（大分県） 日本国温室効果ガスインベントリ報告書（国立環境研究所）
鉄道の走行	鉄道におけるエネルギー消費量× 排出係数×地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量算定時に推計した鉄道のエネルギー消費量 日本国温室効果ガスインベントリ報告書（国立環境研究所）
耕地における肥料の使用	作物種ごとの耕地面積×排出係数× 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> 由布市資料
耕地における農作物残さのすき込み	作物種ごとの農業生産量×乾物率× 残さ率×すき込み率×排出係数× 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> 由布市資料
家畜の排泄物の管理	家畜種ごとの飼養頭羽数×排出係数× 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> 由布市資料
農業廃棄物の焼却	作物種ごとの年間生産量×残さ率× 残さの焼却割合（野焼き率）× 排出係数×地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> 由布市資料
一般廃棄物の焼却	廃棄物焼却量× 排出係数×地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）
生活・商業排水の処理	<p>【し尿処理施設】 し尿及び浄化槽汚泥の処理量× 排出係数×地球温暖化係数</p> <p>【生活排水処理施設】 施設種（コミュニティ・プラント、 既存単独処理浄化槽、浄化槽（既存単 独処理浄化槽を除く）、くみ取り便槽） ごとの年間処理人口×排出係数× 地球温暖化係数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

表4 二酸化炭素吸収量の推計方法

区分	推計方法・計算式	使用データ
森林	<p>森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法 2 時点の森林炭素蓄積の比較を行い、その差を CO₂ に換算して純吸収量を推計する。</p> <p>吸収量＝ (2025 年度の森林炭素蓄積量 A－ 2020 年度の森林炭素蓄積量 A) ÷ 報告年度と比較年度間の年数(5 年) × 44/12</p> <p>A 森林炭素蓄積量＝ Σ 特定年度の樹種・林齢ごとの材積量 × バイオマス拡大係数 × (1 + 地下部比率) × 容積密度 × 炭素含有率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 由布市資料
森林 土壌	<p>吸収量＝ 施業対象区域面積 × 土壌平均炭素蓄積量 × 森林の育成により保持される土壌量に関する係数 × 土壌が流出した場合に炭素が空気中に排出される 係数 × 44/12</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 由布市森林整備計画
都市 緑化	<p>低炭素まちづくり計画作成マニュアルに準ずる手法 吸収量＝ 都市公園面積 × 緑被率 × 吸収係数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 由布市資料 ・ 緑被率：30%（都市公園法運用指針を参考に独自設定）

2 | 将来の温室効果ガス排出量の推計方法

CO₂排出量は「活動量^{※1}」、「エネルギー消費原単位^{※2}」、「炭素集約度^{※3}」の三つの変数の積として表すことができます（図2）。各変数の将来にわたる変化を想定して値を設定し、推計式に代入することで現状趨勢（BAU）ケースにおける将来のCO₂排出量を推計しました。

なお、非エネルギー起源CO₂排出量やCO₂以外の温室効果ガスについては、エネルギー起源CO₂排出量の増減率等を用いて推計しました。

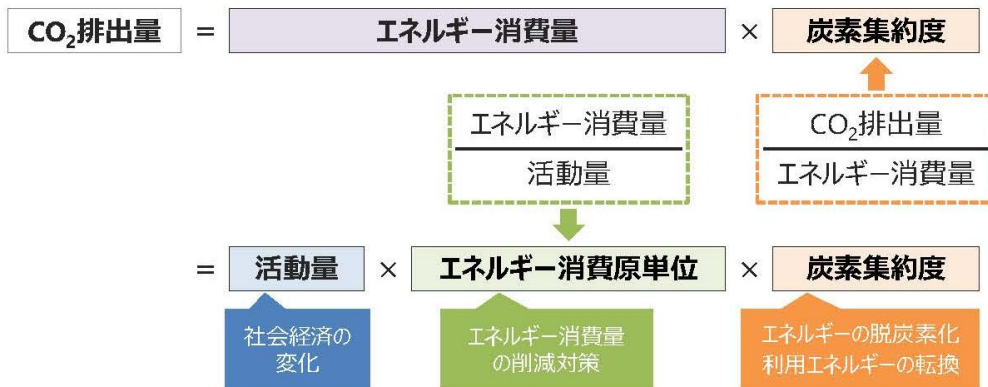


図1 CO₂排出量の推計式

- ※1：エネルギー需要の生じる基となる社会経済の活動の指標であり、部門ごとに世帯数や製造品出荷額などが用いられます。人口減少や経済成長によるCO₂排出量の変化は、活動量の増減によって表されます。
- ※2：活動量当たりのエネルギー消費量であり、対象分野のエネルギー消費量を活動量で除して算定します。活動量自体の変化ではなく建物の断熱化や省エネ機器の導入などエネルギー消費量の削減対策によるCO₂排出量の変化は、エネルギー消費原単位の増減で表されます。
- ※3：エネルギー消費量当たりのCO₂排出量であり、再エネで発電された電力の使用などの利用エネルギーの転換によるCO₂排出量の変化は、炭素集約度の増減として表されます。

BAU（現状趨勢）ケースでは、「エネルギー消費原単位」と「炭素集約度」は現況最新年度の値を用いました。「活動量」には、将来の変化を考慮した値（表5）を設定しました。

表5 現状趨勢（BAU）ケースで変化を考慮する活動量、推計パターン

部門		活動量	推計パターン
産業部門	製造業	製造品出荷額等	過去10年間（2013～2022年度）の平均値
	建設業・鉱業	従業者数	将来の人口減に沿う
	農林水産業	従業者数	将来の人口減に沿う
業務その他部門		従業者数	将来の人口減に沿う
家庭部門		人口	由布市の将来推計人口
運輸部門	自動車	自動車保有台数	過去10年間（2013～2022年度）の平均値
	鉄道	営業キロ数	現状維持（2022年度の値）
廃棄物部門		人口	由布市の将来推計人口

3 | 由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

平成 26 年 1 月 29 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、由布市における美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境の保全及び形成と急速に普及が進む再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 由布市の美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備設置事業 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 2 条第 3 項に規定する設備(送電に係る鉄柱等を除く。)の設置を行う事業をいう。
- (2) 事業者 再生可能エネルギー発電設備設置事業(以下「事業」という。)を行うものをいう。
- (3) 事業区域 事業を行う区域をいう。
- (4) 建築物 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (5) 工作物 土地に定着する人工物で建築物以外のものをいう。
- (6) 該当自治会 その区域に事業区域を含む自治会をいう。
- (7) 近隣関係者 事業区域の境界線から 16 メートル又は事業に係る建築物若しくは工作物の高さの 2 倍の水平距離の範囲内にある土地又は建築物を所有する者をいう。

(市の責務)

第 4 条 市は、第 2 条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、由布市の自然環境、景観及び生活環境に十分配慮し、事業を行う区域の周辺の住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業に必要な公共施設及び公共的施設を自らの負担と責任において整備するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、第 2 条に定める基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(適用を受ける事業)

第 7 条 この条例の規定は、事業区域の面積が 5,000 平方メートルを超える事業に適用する。

2 既に施行している事業の事業区域の近接地において一体的な事業を施行する場合は、その面積

を合算するものとする。

(抑制区域)

第8条 市長は、次の各号に掲げる事由により特に必要があると認めるときは、事業を行わないよう協力を求める区域を定めることができるものとする。

- (1) 貴重な自然状態を保ち、学術上重要な自然環境を有していること。
- (2) 地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれていること。
- (3) 歴史的又は郷土的な特色を有していること。

2 前項の規定は、前条に規定する事業区域の面積にかかわらず、すべての事業について適用する。ただし、建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。

(届出)

第9条 事業者は、第7条に規定する事業を施行しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を届け出て、市長と協議しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 事業を行う位置及び事業の計画を明らかにする図書
- (3) 事業区域及びその周辺の状況を示す写真
- (4) 事業に係る設計又は施行方法を明らかにする図書
- (5) 該当自治会への説明会に係る報告書
- (6) 近隣関係者への説明に係る報告書
- (7) 他法令による許認可等を受けている場合はその許可書の写し

2 事業者は、前項第1号に掲げる事項の変更をしたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業者は、第1項第2号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を届け出て、市長と協議しなければならない。

(該当自治会への説明等)

第10条 事業者は、前条第1項の規定による届出を行う前に、該当自治会の住民に対して、同項第1号及び第2号に掲げる事項を周知し、事業の施行等について説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、前条第3項の規定による変更の届出を行う前に、該当自治会に対して、事業の施行等について説明会を開催しなければならない。ただし、事業内容等の変更が軽微で市長が説明会の開催を要しないと認めたときは、この限りでない。

3 事業者は、前2項の説明会により、該当自治会の理解を得るように努めるものとする。ただし、該当自治会が事業者の説明に応じないことその他の規則で定める理解を得られない理由があるときは、この限りでない。

(近隣関係者への説明等)

第11条 事業者は、第9条第1項の規定による届出を行う前に、近隣関係者に対して、同項第1号及び第2号に掲げる事項を周知し、事業の施行等について説明を行うものとする。

2 事業者は、第9条第3項の規定による変更の届出を行う前に、近隣関係者に対して、事業の施行等について説明を行うものとする。ただし、事業内容等の変更が軽微で市長が説明を要しないと

認めるときは、この限りでない。

3 事業者は、前2項の説明により、近隣関係者の理解を得るように努めるものとする。ただし、近隣関係者が事業者の説明に応じないことその他の規則で定める理解を得られない理由があるときは、この限りでない。

(審査)

第12条 市長は、第9条の規定による協議に当たっては、審査を実施し、必要に応じて次条に規定する審議会に諮問するものとする。

(審議会)

第13条 市長は、この条例の目的及び基本理念を推進するために、由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

3 審議会の組織、運営その他の審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(指導、助言又は勧告)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、指導、助言又は勧告を行うものとする。

2 事業者は、前項に規定する指導、助言又は勧告について、その処理の状況を市長に報告しなければならない。

(協議の終了の通知)

第15条 市長は、協議が終了したときは、事業者に終了した旨の通知をするものとする。

2 市長は、必要に応じて、前項の通知に意見を付すものとする。

(事業の着手等の届出)

第16条 事業者は、事業の着手、完了、中止又は再開をした場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業の完了の確認)

第17条 市長は、前条に規定する完了の届出があったときは、確認を行うものとする。

(公表)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実を公表することができる。

(1) 正当な理由なく第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 正当な理由なく第14条第1項の規定による指導、助言又は勧告に応じないとき。

(3) 正当な理由なく第15条の規定による通知を受ける前に事業に着手したとき。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に係る区域

条例第 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に係る区域は、次の表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる場所は、この区域に含まないものとする。

- (1) 平成 27 年 2 月 28 日までに、条例又は由布市太陽光発電施設設置事業指導要綱（平成 25 年告示第 42 号）に係る届出が市へ行われている事業の予定場所。
- (2) この告示の施行日までに、事業に係る設備の設置が完了している場所。

	該当区域	条例該当要件	該当号	主な地域
1	タマボウキ、ヒメコリ、イワギク、ヒゴダイ、オオミズゴケ、オグラセンノウ、ヤツシロソウが自然の状態で群生して生息する区域	大分県指定希少野生動植物	第 1 号	挾間 庄内 湯布院
2	黒岳原生林	阿蘇くじゅう国立公園内	第 1 号	庄内
3	オンセンミズゴマツボが自然の状態で生息する区域	大分県指定天然記念物 大分県指定希少野生動植物	第 1 号 第 3 号	湯布院
4	オトメクジャクが自然の状態で群生して生息する区域	大分県指定天然記念物 大分県指定希少野生動植物	第 1 号 第 3 号	挾間
5	<small>おおごしゃ</small> 大杵社のスギの周辺	国指定天然記念物 国指定文化財	第 3 号	湯布院
6	岳本のコナラ原生林	大分県指定天然記念物	第 3 号	湯布院

備考

- 1 自然の状態とは、農業活動、野焼き等により形成された二次的な状態も含む。
- 2 動植物は、乱獲等のおそれがあることから、その詳細な生息場所は図示しない。
- 3 動植物生息の確認は、由布市の職員が行う。

条例第 8 条第 1 項第 2 号に係る区域

条例第 8 条第 1 項第 2 号に係る区域は、次の表に掲げる重要な視点場から視対象を見たときに、見込の角度及び視領域に見える範囲とする。ただし、次の各号に掲げる場所は、この区域に含まないものとする。

- (1) 重要な視点場から視対象を見たときに、既存の建築物、地物地形等に隠れることにより、明らかにその視対象を阻害しない事業の予定場所。
- (2) 重要な視点場から視対象を見たときに、遠景である、又は事業が小規模であることにより、明らかにその視対象を阻害しない事業の予定場所。
- (3) 平成 27 年 2 月 28 日までに、条例又は由布市太陽光発電施設設置事業指導要綱（平成 25 年告示第 42 号）に係る届出が市へ行われている事業の予定場所。
- (4) この告示の施行日までに、事業に係る設備の設置が完了している場所。

	重要な視点場	視対象	見込の角度	視領域（視範囲）
1	狭霧台	由布岳及び由布院盆地内平野部分	上方向は、由布岳山頂の高さまで。 下方向は、由布院盆地内平野部分まで。	由布岳山頂を視軸とし左右約 20 度まで及び由布院盆地内まで。
2	蛇越峠展望台	由布岳及び由布院盆地内平野部分	上方向は、由布岳山頂の高さまで。 下方向は、由布院盆地内平野部分まで。	由布岳山頂を視軸とし左右約 20 度まで。
3	由布院盆地内平野部分 （山崎グラウンド周辺）	由布岳	上方向は、由布岳山頂の高さまで。 下方向は、由布院盆地内平野部分まで。	由布岳山頂を視軸とし左右約 20 度まで。
4	由布院盆地内平野部分 （温泉館周辺）	由布岳	上方向は、由布岳山頂の高さまで。 下方向は、由布院盆地内平野部分まで。	由布岳山頂を視軸とし左右約 20 度まで。
5	由布院駅前	由布岳	上方向は、由布岳山頂の高さまで。 下方向は、由布院盆地内平野部分まで。	由布岳山頂を視軸とし左右約 20 度まで。
6	大分自動車道 （別添地図参照）	由布院盆地内平野部分、山岳及び草原	大分自動車道福万山トンネル別府 IC 方向出入口から由布市行政界までの沿道景観で、上方向は周辺の山の山頂まで及び下方向は由布院盆地内平野部分まで。	全部の視領域
7	塚原（別添地図参照）	山岳及び草原	上方向は、由布岳山頂の高さまで。 下方向は、塚原地区平野部分まで。	全部の視領域
8	塚原（別添地図参照）	山岳及び草原	上方向は、由布岳山頂の高さまで。 下方向は、塚原地区平野部分まで。	全部の視領域

備考

- 1 上記の表に係る区域は、別添地図（91 頁）を参照のこと。
- 2 景観に係る確認は、由布市の職員が行う。

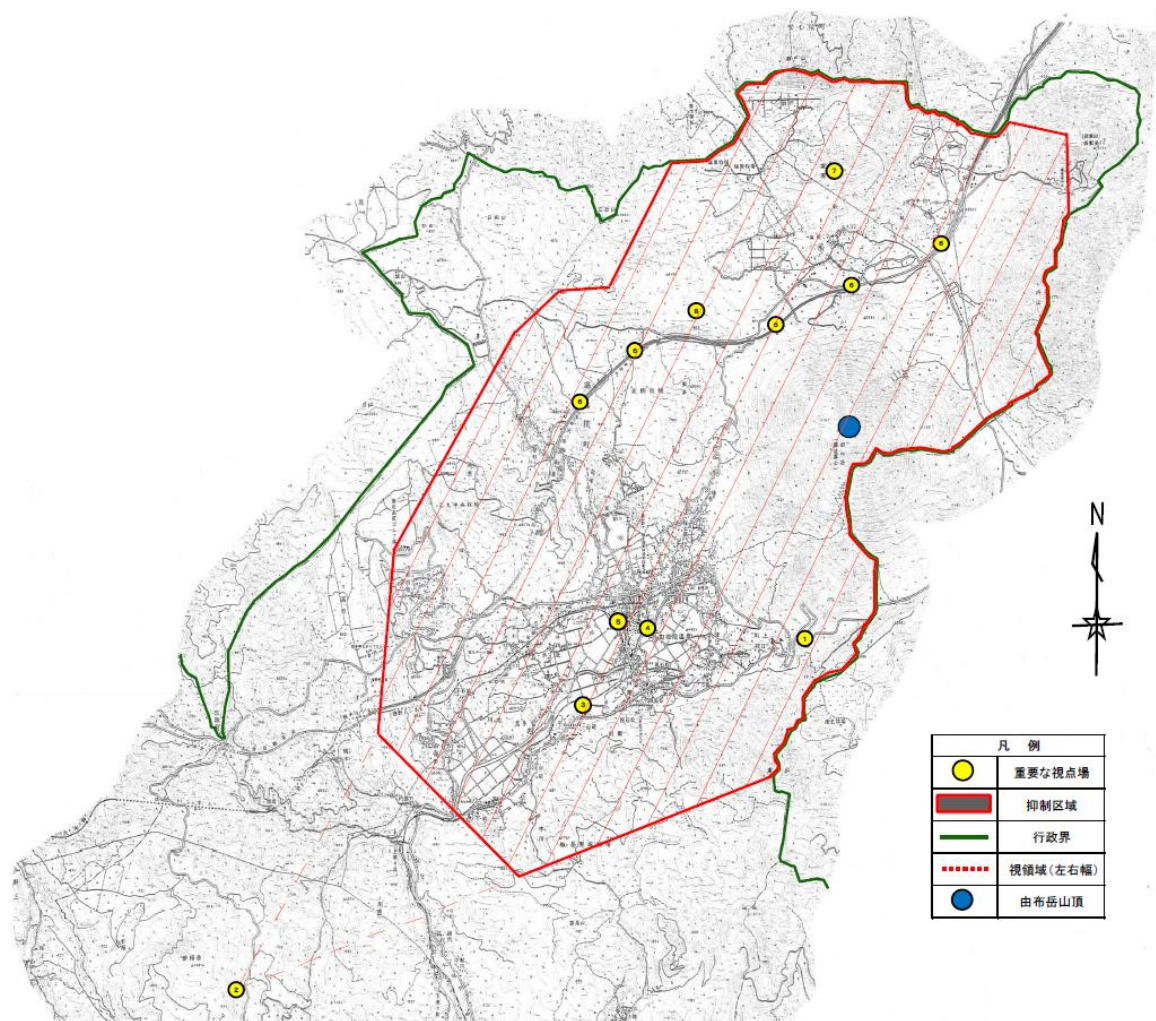


図2 条例第8条第1項第2号に係る区域

4 | 計画策定の経緯

2025（令和7）年度

期間等	内容
5月26日～7月10日	市民・事業者向けアンケート調査
6月3日	第14回環境審議会 ・計画策定作業の実施方針について ・環境基本計画及び区域施策編の骨子について
6月27日	庁内連絡会議 ・第1次計画の施策実施状況の点検・評価について ・第2次計画での施策・取組について ・市有施設の再エネ導入状況の点検について
8月12日	第15回環境審議会 ・環境基本計画素案について ・区域施策編計画素案（第1章～第4章）について
8月27日	庁内連絡会議 ・環境基本計画及び区域施策編素案について
9月29日	庁内連絡会議 ・環境基本計画及び区域施策編素案について ・事務事業編の改定について
10月23日	庁内連絡会議 ・環境基本計画及び区域施策編計画案について
10月24日	第16回環境審議会 ・環境基本計画及び区域施策編計画案について
10月31日～11月30日	環境基本計画及び区域施策編パブリックコメント
12月4日	庁内連絡会議 ・環境基本計画及び区域施策編（原案）の最終確認について
12月12日	第17回環境審議会 ・環境基本計画及び区域施策編（原案）の最終確認について

5 | 由布市環境審議会名簿

(敬称略)

氏名	区分	所属等	職
大上 和敏	学識経験者	大分大学教育学部 教授	会長
山田 俊治	学識経験者	大分生物談話会 事務局	副会長
林 博徳	学識経験者	九州大学大学院 准教授	—
田北 太	自治委員代表	由布市自治委員会連合会 会長	—
田中 眞理子	関係団体代表	由布市地球温暖化対策地域協議会 会長	—
富山 雄太	関係団体代表	日本ミズベ研究所 代表	—
坂本 光広	関係団体代表	由布市商工会 会長	—
太田 慎太郎	関係団体代表	(一社)由布院温泉観光協会 会長	—
橋本 秀明	関係行政機関職員	大分県中部保健所由布保健部 部長	—

6 | 由布市環境基本計画推進庁内連絡会議構成員名簿

(敬称略)

氏名	課名	役職	氏名	課名	役職
土師 勇治	防災危機管理課	主幹	小野 航平	庄内地域振興課	主任
佐藤 洋造	総合政策課	副主幹	手嶋 純輝	湯布院地域振興課	主任
生野 祐介	財政課	主査	興梠 太希	農業委員会	主査
平野 主理	農政課	副主幹	田代 香織	教育総務課	主幹
安部 悠平	農林整備課	主任	森山 承孝	学校教育課	副主幹
柏木 啓郎	建設課	副主幹	首藤 雅治	社会教育課	主任
後藤 太一	都市景観推進課	主任	小俣 功	環境課	課長心得
日高 真治	水道課	課長補佐	堀田 雅士	環境課	課長補佐
高瀬 要	商工観光課	副主幹	梅野 朋美	環境課	副主幹
吉田 賢治	健康増進課	主査	生野 洋平	環境課	主査
芝崎 奏音	挾間地域振興課	主任			

第2次由布市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)・地域気候変動適応計画

2026(令和8)年1月

発行：由布市環境課

TEL：097-582-1310 FAX：097-582-1361

URL：<https://www.city.yufu.oita.jp/>

本計画は、(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和6年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成されたものである。

